

蚕種検査法施行期における地方庁の蚕種検査について

—群馬県の事例を中心に—

富澤 一 弘 ・ 江 崎 哲 史

The Inspections of Silkworm Eggs Conducted by Municipal Intendances during the Period Enforcing the Inspection Law

— The Study Focusing on the Efforts in Gunma Prefecture —

Kazuhiro TOMIZAWA ・ Satoshi ESAKI

Summary

It was the 30's of the Meiji Era (1897–1906) that there showed a sign to change in the conventional keynote policy in the administration for sericultural industry. Some radical measures to regulate qualities of raw silk, cocoons and silkworm eggs were mapped out along with expanding foreign trades after the Sino–Japanese War. The representative example was promulgation of a law for inspections of silkworm eggs.

While the law mandated the nationwide, uniformed inspections of silkworm eggs for each of prefectural and city governments, enormous budget using local taxes was compiled and governmental subsidy was granted for the enforcement.

The budget for inspections of silkworm eggs had already passed at the ordinary prefectural assembly of Gunma prefecture in Meiji 27 (1894) prior to nationwide promulgation of the law regulating the inspections due to strong requests from local sericultural manufacturers, which meant that Gunma had been one of the prefectural governments conducting the inspections with local taxes in the earlier stages. In addition, Gunma already eyed the possibility to receive the governmental subsidy granted by the law. The annual budget for the inspections in Gunma ranged from JPY 10,000 to JPY 20,000 or less, which constituted substantial portion of the budget in the mid 30's of the Meiji Era. The governmental subsidy covered 30% of the budget in accordance with the law. Most of the budget for inspections was labor cost, which accounted for about 70% every year.

However, implementation of the law did not solve all the problems resulting from silkworm diseases.

Silkworm diseases diversified along with development of sericultural industry. Although most of research workers had been hired temporarily so far, the hiring system had to be reviewed in many aspects. Consequently, domestic sericultural industry associations called for formulation of a new law, which contributed to submission of the Prevention Law against Silkworm Diseases in Meiji 38 (1905). The law stipulated that the inspection could intervene in production process of silkworm eggs. Since then, the authorities concerned and the Gunma prefectural assembly were required to secure professional research workers and respond to unification of silkworm eggs and other challenges leading to promulgation of Sericultural Industry Law.

はじめに

我国の時の基幹産業であった蚕糸業行政において、従来の政策基調に変化が見え始めたのは明治30年代のことである。直輸出で名声を博した群馬県の製糸業者・星野長太郎等の粘り強い議会工作を下地として、日清戦争後の対外貿易の拡大という時流の中、生糸・繭・蚕種に対する抜本的な品質規制策が打ち出されていった⁽¹⁾。

その代表的なものは、明治30年の蚕種検査法（法律第10号）公布であった。明治10年代後半より我国において猛威を振った蚕病に対して国内では試験場や同業組合の設立等さまざまな対策が打ち出されたが、政府の蚕種に対する規制は流通面にあらわれる既製蚕種のみであった。こうした状況への対策として、同法の公布によって全国画一の検査がなされることとなった。そして検査実施の際には、各府県においては地方税による巨額予算の編成や国庫補助金の交付がなされた。

しかし、この段階ではまだ蚕病対策としては不十分であり、当業者は蚕種の生産過程に立ち入った検査を行うための法律を必要としていた。それが明治38年に公布された蚕病予防法（法律第22号）であった。同法は蚕種の製造過程にまで踏み込んだ検査とそれを実行する専門吏員の権限、違反者への明確な罰則規定等を盛り込んだ画期的な法律であったが、結果として日露戦争以降の経済拡張に伴い、さらなる法改正を迫られることとなる⁽²⁾。

本発表の目的は、こうした政府の蚕種検査法公布に始まる明治30年代の府県会・当局の蚕種検査行政について、群馬県の事例を中心に考察を行うことである。

なお先行研究については、蚕種検査の法体系の整理等については種々あるものの、府県水準の検査体制や地方税予算についてのものは多くはない⁽³⁾。

第1章 蚕種検査法公布をめぐる群馬県会・県当局の動向

第1節 群馬県会の動向

蚕種業は蚕糸業における養蚕・製糸等の各作業工程間で最初の段階であり、この段階で製造された蚕種に不具合—例えば微粒子病等があれば、その後製造される繭や生糸の品質に甚大な影響を及ぼした。こうした見地から、蚕種の粗製品に対する規制策は、当時の政府の蚕糸業政策中、重要な項目のひとつであった。

さらには明治期の蚕糸業において、直接海外取引に従事し外商より高品質の製糸製造が要求される製糸業者と、厳しい品質規制の対象となる蚕種業者の利害が常に対立する構図が存在した。

明治期の蚕種検査はこのような前提のもとに行われたのであるが、明治10-20年代中頃までの県内における蚕種検査は、極めて不徹底で効果の薄い状況であった。群馬県では明治10年代末期より県当局が検査を行うも予算不足により蚕糸業組合取締所への委託がなされた⁽⁴⁾。

明治20年前後の段階では同業者組合が独自の財源で検査を行うも、蚕糸業組合内において府県間・業者間の内訌が先鋭化し、組合そのものが解散に追い込まれた。以降、検査は府県単位で行われるも、取締所の運営も業者間の内訌により検査は緩慢化することとなった。次の史料は明治29年の群馬県の産業に関連する公報よりの抜粋である。

蠶種検査ハ明治十九年八月農商務省第九號ヲ以テ蠶種検査規則ヲ發布セラレ以來^①原種用種ノ検査ハ本廳ニ於テ之ヲ行ヒ其費用ハ國庫ヨリ之ヲ支辨セサル可ラサルモ本縣ノ如キ特ニ多額ノ産出アル地方ニ於テハ僅少ノ費用ヲ以テ到底充分ノ検査ヲ行フ能ハス依テ明治廿年四月縣令第六十二號ヲ以テ蠶絲業組合準則ヲ發布シ群馬縣蠶絲業組合ヲ組織セシメ全組合ニ對シ原種用種検査ヲ委託シ其費用トシテ毎年廳費ヨリ金百參拾圓ヲ交付シ且ツ組合費ヲ以テ製絲用種ノ検査ヲモ併セ行ハシメ當廳ニ於テ之レカ監督ヲ爲シ來リシニ^②爾來其検査往々緩慢ニ流レ弊害百出到底蠶種改良ノ實ヲ望ム可ラサルニ至レリ

『群馬縣農商工公報』『群馬県行政文書』（群馬県立文書館所蔵）第11号（明治29年12月7日発行）

1面

下線部より、当時は蚕種検査に国費で補助を行う法的基盤は存在せず、かつ県や同業者組合の行う検査も効果に乏しい結果に終わった旨が理解出来る⁽⁵⁾。明治20年代後半に入ると、民間の陳情により県当局による蚕種検査が県会にて建議・可決された。この結果、群馬県は蚕種検査法公布以前の段階より、巨額の地方税予算による検査員の養成も含めた大掛かりな蚕種検査を断行した。同史料の続きは以下のようである。

是ニ於テ縣下ノ當業者二百七十有餘名連署シ蠶種検査ハ總テ直接縣廳ニ於テ實行シ其費用ハ地方

税ヨリ支出シ以テ蠶業改良ノ實ヲ舉ケラレンコトヲ希望スル旨ヲ請願セリ依テ當廳ハ其願意ヲ容レ
 之カ費用及方法ヲ調査シ^①明治廿七年十一月通常縣會ニ提出セシニ縣會ハ金壹萬七拾圓五錢ノ検査費
 ヲ可決セリ此ニ於テ昨廿八年三月中蠶種検査員志願者ヲ募集シ顯微鏡使用法其他蠶種検査ニ必要ナ
 ル學科ヲ傳習セシメ全年四月下旬百〇六名ノ修得生ヲ得タリ又一方ニ於テハ縣下ノ當業者ヲ會シ蠶
 種検査ニ必要ナル事項ヲ諮問シ其意見ヲ媒酌シテ規則ヲ制定シ農商大臣ノ認可ヲ得全年四月十五日
 縣令第三十八號第三十九號ヲ以テ蠶種取締規則全検査規則ヲ發布シ十ヶ所ノ蠶種検査所九ヶ所ノ全
 出張所ヲ開設シ七月上旬ヨリ検査ニ着手シ九月下旬製絲用種ノ検査ヲ了シ次テ原種用検査ニ着手シ
 十二月末日總テノ検査所ヲ閉チ二月下旬ニ至リ殘務整理ヲ終シタリ

『群馬縣農商工公報』『群馬縣行政文書』（群馬縣立文書館所藏）第11号（明治29年12月7日発行）
 1面

同業者の強力な要請があつて明治27年の通常県会で検査予算が可決された。同28年3月には検査員志願者を募集し、7月に検査を実行に移し、残務が終了したのは翌29年2月のことであつた。

こうした検査手順と並行して、明治28年11月の通常県会において、翌29年の検査予算として11,150円を県の採決を以て確保した。これは明治20年代後半までの群馬県における産業政策予算に比して空前の財務規模であつた⁽⁶⁾。

検査断行にあたって群馬県当局は、原案防衛に対して不退転の姿勢を示した。それは県当局の県会における答弁や難局に対する善後策に如実に表れている。

次の史料は明治30年度地方税予算を審議する同29年の通常県会における当局の答弁の一部である。

○番外一番（武田書記官）（前略）其結果ガ此費用ヲ費シタヨリ上ノ結果ヲ得タナラバ二万円デモ三万円デモ出シタイト云フ考ヲ持ツテ居リマス、今日デハサウ云フ考ヲ以テ本年ハ増額シテ出シマシタノデゴザリマシテ（中略）蚕種検査ノコトハ孰レニ簇ヲ揚ゲテ宜イカ、理事者ハ有益デアルカト云フコトガ未ダ判断ヲ下スコトガ出来ナイノデゴザリマス、ソコデ本年度ハ昨年度ヨリ三千円モ増額シテ其検査ヲ精密ニ勵行シテ三ヶ年ノ成績ニ依テ考ヘテ見マスレバ、其検査ハドウシタラ宜カラウト云フコトハ其想像ガ出来ルダラウト云フ考デゴザイマス、就キマシテハ僅カニ一年位ヤツテ見タノデドウ斯ウ極メタルコトハ出来マセス、^②尚ホ本年ノ帝国議會ニ農商務省ヨリ蚕種検査法案モ出ルト云フコトデゴザリマスカラ若シソレガ出マシテ或ル部類ヲ国庫デ為スト云フ暁ニハ爰ニ提出シタ議案ト云フモノヲ再ビ切り直シテ出スト云フコトニナルカモ知レマセヌガ兎ニ角ソレハ極マラスコトデゴザイマスカラ本年度ニ於テハ此ノ如ク増額シ飽迄モ勵行シテヤリタイト云フ考デゴザリマス、

『通常県会議事録』明治29年（群馬県庁所藏）勸業費・2次会

この答弁の大意は以下のようである。現段階では実証的な効果の程は分からないが、効果があれば増額も視野に入れている。そこで今年以降は、予算を増額して3年間検査を精密に行うことで様子をみる。蚕種検査法が可決され補助金交付の運びとなれば、当局の提出する予算案もそれに応じて改変する、というものである。つまり検査を試みる当局の態度は、蚕種検査法公布による国庫補助金交付を見込んだ政策的展望に裏付けられたものであった。

しかしこの明治29年に県当局が建議した検査予算案原案は、反対勢力の強い抵抗を招いたのみならず大幅な減額修整案が提出されたため、結果として県会によって否決された⁽⁷⁾。こうした状況に対して最終的には、内務省の介入により群馬当局の作成した予算案の大部分が原案執行の運びとなった。しかし県会側の抵抗はこれに止まらず、明治30年代前半も減額修整案が建議された。

次の史料は、同年の通常県会において県内の蚕種業者で県会に議席を持つ田島善平の発言の一部である。

○十七番（田島善平）（中略）此十七番ガ修正案ヲ提出致シマシタト云フモノハ十七番一己ノ考ヘデハゴザイマセヌ一休先月来ヨリ當業者ノ此ノ廳下ニ集リマシテ不肖等モ此ノ蠶種検査法実施ニ附イテハ是レマデ御承知ノ通り検査ト云フモノモ縣廳デヤル丈ケノコトヲ愈々^(ママ)検査法發布ニナツタ以上ハ成ルベク此ノ製造人ニ便利ヲ與ヘ且ツ又正確ナル蠶種ヲ製造シタイ所謂ナル團體ノモノガ集リマシテ頻リニ此検査法ヲ協議致シマシテ協議ノ結果ス様ニナリマシテモノデアツテ十七番獨リノ考ヘデゴザイマセヌ群馬縣下蠶種製造家ノ希望デゴザイマス（中略）是レハ或ル種屋ノ原種用紙デゴザイマス検査ノ節有毒ノモノニハ黒印ヲ押シ無毒ノモノニハ赤印ヲ押スコトニナツテ居ルガ之レハ縣廳ノ監督ガ悪イノカ検査人ノ悪イノカ知ランガ此ノ無慘ナル取扱ヒヲ諸君ニ御目ニ掛ケタイ皆ナ種ガ潰レテ居リマス—蠶業上ノ改良ヲ十分ニ告グルヤウニシタイト云フノデ検査所ヲ十二ヶ所希望スルモ理事者ニ於テ能ク御撰擇ニモナリマセウガ冀クハ製造人ノ多イ處ニ配置致シマシテ吾々モ七千何百円ノ手数料ヲ拂ヒマシテ然ウシテ蠶卵種ノ改良ヲ計ル吾々デゴザイマスカラドウカ是非此ノコトハ能ク御勸考下サリマシテ（以下省略）

『通常県会議事録』明治30年（群馬県庁所蔵）勸業費・2次会

下線部より、当人の発言や改正案は同業者と協議の上のものであると述べた上で、当局の検査における蚕種の扱いの不備を指摘した⁽⁸⁾。

以上のように、少なくとも蚕種検査法可決及び施行直前の段階の群馬県会においては、このように検査についての不備を指摘する意見や予算案について反対を示す意見・動向が見られた⁽⁹⁾。この時期において蚕種検査法案の上程に対して否定的であった蚕種業者の活発なロビー活動の一環であると考えられる。

第2節 蚕種検査法公布とその改正及び関連する諸法規

明治30年3月24日の蚕種検査法公布(法律第10号)により、府県当局は既成蚕種に対する流通面よりの統制という現状に対して初めて全国画一の基準で蚕種検査を施行することが義務付けられた⁽¹⁰⁾。同法の施行は明治31年4月1日であった。

蚕種検査法は、従来の検査法に対して卵のみの検査から種繭の検査を追加し、蚕種を原種・製糸用種の2種類に区別しその出荷方法は原種を框製に限定したものである⁽¹¹⁾。

加えて、府県がこうした検査を執行するための予算の一部を国費より支出する旨が定められた⁽¹²⁾。

同法施行以降の法改正の流れは以下のようである。

明治33年3月10日に全文改正が公布(法律第45号)された。施行は翌34年4月1日であった。この改正により、製造された蚕種は越年・不越年を問わず同法の適用が明記された⁽¹³⁾。改正後の条文第6條に「蠶種製造者ハ収繭後及産卵後ノ二期ニ於テ原種ニ在リテハ繭、蛾及卵、越年スル製絲用種ニ在リテハ繭及卵、越年セサル製絲用種ニ在リテハ繭ノ検査ヲ受クヘシ」とある。

改正法案上程時の当局の見解は以下のようである。

政府委員(和田彦次郎君)現行ノ蠶種検査法ハ、御承知ノ如ク越年ノ蠶種ニノミ検査ヲ執行致シテ居リマス、① 本案ヲ提出致シマシタノハ越年ノ蠶種ノ外ニ、不越年ノ蠶種ニマデ検査ヲ執行シタイト云フ趣意ヨリ提出致マシタ、② 現行法ヲ明治三十年ノ十號デ發布致シマシタ當時モ、夏秋蠶ニ向ッテ同様ニ検査ヲ執行致シタイト云フコトハ、當局者ニ於キマシテモ種々考ヘタコトデゴザイマス(中略)現行法實施以來數年ニ過ギマセヌケレドモ蠶種検査ノ結果ハ頗ル良好ナル治績ヲ擧ゲテ参リマシタ、(中略)③ 民間當業者ノ意向ニ於キマシテハ、春蠶ノ検査ノ通夏秋蠶ニ向カッテモ同様ニ検査ヲ一日モ速ニ行ウテ貫ヒタイト云フ意向デ、現ニ第十三議會ニ於テ當院ヨリモ建議案ガ出テ居ル次第デ、且ツ各地方ノ實業團體其他農會ヨリモ切ニ希望サレマシテ、主務省ニ向ッテ再三再四建議モアリマスルシ、今日ハ準備ニ於テモ差支ナイト認メマスカラ、本案ヲ提出致シマシタ『帝國議會 衆議院議事速記録』第16卷、449頁。

第14議會、蚕種検査法改正法律案、衆議院・第1讀会

下線部の発言の通り農商務省は既に蚕種検査法施行段階において夏秋蚕に対する検査を希望していたのであるが、その条項を盛り込まなかったのは当業者の反対を考慮してのことと考えられる。

結果として同法施行よりの検査の成果は順調であり、製糸業者と考えられるが「民間當業者」や実業団体や農会といった各種実業団体の意向もやはり夏秋蚕に対する検査を欲するものであった。こうしたことが同法の全面改正に対する追い風となり、上程への運びとなったと考えられる。

さらに当時の養蚕製糸業の生産状況からも、夏秋蚕の生産増大する時流に対応したのと考えられる⁽¹⁴⁾。

その他、この時期公布された蚕種検査法に関連する諸法規の主要なものとして、明治30年6月10

日公布の勅令第177号（蠶種検査ノ手数料ニ関スル件）、明治33年1月26日発令の農商務省訓令第4号（蚕室器具の消毒）、そして検査の詳細な手続を定めた同年7月26日公布の蚕種検査法施行規則改正（農商務省令第17号）等がある。同規則改正は蚕種検査法のそれを視野に入れたものであり、従って両者の施行は同日であった⁽¹⁵⁾。

第2章 群馬県当局の検査体制と他府県の動向

第1節 群馬県当局の検査体制

ここでは蚕種検査法施行以降以上のような法体系の整備がなされてきた時期において、こうした法律に連動して検査を行う一府県である群馬県当局がどのような人員体制で検査に臨んだのかを具体的に検証する。

【表1】は明治35年を事例とした『群馬県報』に見られる蚕種検査についての群馬県当局の年間を通じての動向である。先に触れたようにこの明治35年の段階では既に蚕種検査法の全面改正により、夏秋蚕への検査の適用が義務付けられている。

同表は検査所の開閉期日や検査員の任免、予算交付の時期などが確認出来る。

4月末と9月末とに検査所が開かれ、年末に閉鎖となる。閉鎖期日は例年告知があってから10日前後である。また前年末に通常県会で決された蚕種検査費の各検査所への交付も4月前後である⁽¹⁶⁾。

そして、法改正後とはいえ検査員の任免の動向を考えれば検査の中心は休眠卵であったと考えられる。9月に31名の任官、12月に39名の免官が確認出来、これは例年の傾向と比してそれ程大きな変化はない。

表1 明治35年の『群馬県報』に掲載された蚕種検査関連の法令

日時	号数	内容
同年4月5日	告示第62号	蚕種検査所事務結了による検査員免官（6名）
同年4月25日	告示第80号	蚕種検査所の位置・場所・期間を通達
同年4月26日	訓令第119号	蚕種検査費の邑楽郡長への配布・支払委任命令（851円）
		蚕種検査費の新田郡長への配布・支払委任命令（938円）
		蚕種検査費の佐波郡長への配布・支払委任命令（391円）
		蚕種検査費の碓氷郡長への配布・支払委任命令（616円）
		蚕種検査費の北甘楽郡長への配布・支払委任命令（959円）
		蚕種検査費の多野郡長への配布・支払委任命令（2934円）
		蚕種検査費の群馬郡長への配布・支払委任命令（2563円）
同年7月25日	訓令第174号	蚕種検査費の邑楽郡長への配布・支払委任命令（40円）
同年8月8日	告示第140号	蚕種検査員の任命（1名）
同年8月9日	訓令第193号	蚕種検査費の邑楽郡長への配布・支払委任命令（40円）
同年8月13日	訓令第194号	蚕種検査費の北甘楽郡長への配布・支払委任命令（30円）
	訓令第195号	蚕種検査費の群馬郡長への配布・支払委任命令（不明）
同年8月25日	告示第151号	蚕種検査所の位置・場所・期間を通達
	告示第152号	蚕種検査所の位置・場所・期間を通達
同年9月19日	告示第166号	蚕種検査員の任命（31名）
	告示第167号	事務結了につき蚕種検査員の免官（12名）
同年11月15日	告示第204号	蚕種検査所（渋川）の場所変更
同年12月24日	告示第229号	県内全蚕種検査所閉所期日通達（28日）
	告示第230号	蚕種検査員の任免（任命1名、免官39名）

典拠：『群馬県報』（群馬県立文書館所蔵）明治35年より作成。

続いて検査予算についてふれる。【表2】は蚕種検査法施行期における群馬県における勸業予算、検査予算（経常費）及び同予算に対する補助金を記したものである。

蚕種検査の予算は毎年1万円乃至2万円弱の財務規模であり、明治30年代中頃までは県の勸業予算の半分に相当するものであった。つまり同予算の勸業予算における金額の位置付けは極めて大きいものであった。そして予算の3割を蚕種検査法の規定に基き国庫補助金で補填していた。明治中頃よりの予算の増額は、先にふれたような明治33年の蚕種検査法改正による夏秋蚕の検査が義務付けられたことに起因するものと考えられる。この変化は後にふれるが他府県においても事例が確認出来る。

表2 蚕種検査法施行期における群馬県の勸業費経常部、蚕種検査費／国庫補助金

単位：円（1円未満は切捨）

議決年度	勸業費経常部	蚕種検査予算／国庫補助金	蚕種検査費及び蚕病予防費／ 勸業費経常部
明治30年	20,320	10,735／3,220	53%
31年	24,835	12,680／0	51%
32年	29,028	13,326／3,997	45%
33年	38,601	17,809／5,342	46%
35年	43,255	16,260／4,878	37%
37年	48,854	16,141／4,842	33%

典拠：『通常県会議決録』明治30－33・35・37年（群馬県庁所蔵）

注1 予算の執行は議決年度の翌年。

続いてこうした検査予算の内訳についてふれる。【表3】は蚕種検査法施行期の群馬県における蚕種検査予算の内訳を記したものである。その大半は人件費であり例年予算の7割を占める水準である。次いで多いのが検査のために県内全域を巡回するための旅費である。備品や消耗品に対する経費は極めて小額である。この時期における蚕種検査の技術的な中心である顕微鏡についての経費は、多額の金額を要するものではなかったということになる。

表3 蚕種検査法施行期における群馬県の蚕種検査費の内訳

単位：円（1円未満は切捨）

議決年度	総計	雇給金	旅費金	諸経費
明治30年	10,735	7,455	625	2,653
31年	12,680	8,944	969	2,764
32年	13,326	9,486	1,028	2,785
33年	17,809	12,758	1,595	3,452
35年	16,260	12,758	1,599	1,903
37年	16,141	12,689	1,437	2,045

典拠：『通常県会議決録』明治30－33・35・37年（群馬県庁所蔵）

注1 予算の執行は議決年度の翌年。

注2 諸経費は「備品費金」、「消耗費金」、「印刷費金」、「通信運搬費金」、「賄費金」、「雑費金」、「借家料金」、「小破修繕費」の総計。

続いてこうした予算で雇用される検査員の任官資格、人数や給与、勤務形態についてふれる。

蚕種検査の任官資格については、蚕種検査法施行規則に以下のような条項が存在する⁽¹⁷⁾。

第二十一條 蠶種検査員ハ品行方正ニシテ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ地方長官之ヲ命スヘシ

- 一 農商務省蠶業講習所農務局舊蠶業試験場又ハ農務局假試験場蠶事業部卒業証証ヲ有スル者
- 二 農務局ノ検定試験ニ及第シ其証証ヲ有スル者
- 三 地方長官ノ信認セル學校講習所傳習所ニ於テ蠶業ニ關スル學科ヲ修メ其ノ卒業證書ヲ有スルモノ其他蠶業ニ熟達シ成繭鑑査ニ精通セル者

『法令全書』（原書房、昭和56年5月）第30 - 4 卷、201頁。

農商務省令第8号、蚕種検査法施行規則

史料より蚕種検査員の資格は、国が府県による正規の実業教育を受けたか農商務省の検定試験を通過した者、もしくは実業に熟達した者に与えられたと考えられる。実業教育の系統整理がなされていない段階だけに、採用の裾野が広がったと考えられる⁽¹⁸⁾。

蚕種検査法施行直後の明治30年における群馬の通常県会の議事録より当局の見解を確認する。該当箇所を引用すると以下のようなものである⁽¹⁹⁾。

十三番（木暮松三郎）曰製糸用種検査員^{（ママ・名欠リ）}三十五ト云フノハドウ云フ者ヲ用キルノデゴザイマスカ縣下ニ於テ老練ノ人ヲ擧ゲルノデゴザイマスカ或ハ西ヶ原ノ卒業生等ヲ擧グルノデゴザイマスカ番外（針谷技手）夫レハ一定シテ置クコトハ出来マセヌノデ縣下老練ノ人モ擧ゲル積リデゴザイマス、又西ヶ原若クハ本縣下デ養成シタ人デモ見込アル人ヲ擧ゲル積リデゴザイマス
『通常県会議事録』明治30年（群馬県庁所蔵）勸業費・1次会。

傍線部より、群馬県当局は現業に従事している老練な当業者の他に、一定の専門教育を受けた者—例えば国立農事試験場等で講習を受けた者等を検査員として登用する意向を示した。

同通常県会は2次会では以下のような答弁が行われた。

○番外（針谷技手）曰（中略）養蠶中ニ検査人トシテ他ノ事務ヲ見ルコトガ出来ナイト云フモノハ是レヨリ迷惑ナコトハナイ一日ニ付イテ一円ツヅ貫ツタ所ガ四十日四十円デ自家ノ養蠶デ得ル数百円数十円ヲ^{（ママ）}抛棄シテ此ノ検査人ニナルモノハ恐ラクナカラウト思フ夫レデナクトモ此ノ群馬縣ノ養蠶地トシテ他ニ雇ハレルトキハ百円以上数百円ノ収入ヲ得マス然ルニ尚ホ之レヲ壹円以下ニ減額シタナラバ此ノ検査法ヲ実施スルコトハ出来ナイヤウニナラウト思ヒマス
『通常県会議事録』明治30年（群馬県庁所蔵）勸業費・2次会

傍線部より、当業者に生業を放棄させて検査を依頼するため、検査員の給金は作業に従事する場合に比してある程度の水準を維持せざるを得ない状況であることが確認出来る。

続いて検査に従事する人員の種類や待遇についてふれる。【表4－1】は蚕種検査法施行期にお

いて蚕種検査に従事する人員の人数を表で示したものである。まず人員の種類であるが、原種検査員・同助手、製糸用種検査員・同主席検査員・同助手、書記、小使で構成されている。蚕種検査法が施行されていた期間である明治30-37年の8年間を通じて、人数そのものは200名を少し超える規模であったのが400名以上に倍増している。その内訳は原種検査員・同助手が大半を占めており、これらの人員も殊に原種検査員については顕著な増員が確認出来る。

続いて検査員の給与である。【表4-2】は蚕種検査法施行期において蚕種検査に従事する人員の給与水準の推移を追ったものである。原種検査員は日給60乃至70銭、同助手は日給15銭の給与である。製糸用検査員は日給1円で同助手は日給30銭の給与である。書記は明治32年以降日給30銭で固定されている。

表4-1 蚕種検査法施行期における蚕種検査要員の種類別雇用数

単位：人

職種／議決年度	明治30年	31年	32年	33年	35年	37年
原種検査員	43	55	55	75	75	75
原種検査助手	148	162	162	222	222	222
製糸用種主席検査員	—	—	—	9	9	9
製糸用種検査員	35	35	43	44	44	41
製糸用種検査助手	—	35	35	44	44	41
書記	11	13	13	13	13	13
小使	10	13	13	13	13	13
総計	247	313	321	420	420	414

典拠：『通常県会議決録』明治30-33・35・37年（群馬県庁所蔵）

表4-2 蚕種検査法施行期における蚕種検査要員の種類別給与

職種／議決年度	明治30年	31年	32年	33年	35年	37年
原種検査員	日給60銭	日給65銭	日給70銭	日給70銭	日給70銭	日給70銭
原種検査助手	日給15銭	日給15銭	日給15銭	日給15銭	日給15銭	日給15銭
製糸用種主席検査員	—	—	日給1円	日給1円	日給1円	日給1円
製糸用種検査員	日給1円	日給1円	日給1円	日給1円	日給1円	日給1円
製糸用種検査助手	—	日給30銭	日給30銭	日給30銭	日給30銭	日給30銭
書記	月給7円	日給25銭	日給30銭	日給30銭	日給30銭	日給30銭
小使	月給5円	日給20銭	日給20銭	日給20銭	日給20銭	日給24銭

典拠：『通常県会議決録』明治30-33・35・37年（群馬県庁所蔵）

原種検査員・同助手は製糸用種の人員に対して給与は低額である。これについて県会では次のような遣り取りがなされている。

○三十二番（根岸崐太郎）曰原種検査員ハ一日六十銭製糸用種ハ一日^{（ツマ）}壹円箇様ニ日給ニ差ヲ附ケルノハ何故デゴザイマスカ

番外（針谷技手）曰之ハ大ニ理由ノアルコトデ是レ迄ハ原種検査員ノ方ガ高クテ製糸用種ノ方ガ安カツタト云フモノハ是マデノハ重ニ養蚕ガ了ヘテ仕舞ツテ養蚕ニ行ツテ居ツタ人ヲ引揚ゲテ使ヒマ

シタガ明年ニナリマスト養蚕中ニ引揚ゲテ使フコトニナリマス検査員トイフヤウナモノハ自分ノ養蚕ノ為ストカ又ハ他ニ雇ハレテ相当ノ給料ヲ取マス、其自分ノ業務ヲ擲ツテ従事シナケレバナリマセヌノデ、先ヅ以テ一円ニ致シテ置イタノデス

『通常県会議事録』明治30年（群馬県庁所蔵）勸業費・1次会

傍線部より蚕種検査法の公布により原種用と製糸用との区別が義務付けられたことに対する人員確保が目的と考えられる。

加えて番外の答弁に見られるように、検査員の給与は臨時雇用の職種とはいえ、月給に換算すると当時の下級判任官の給与水準を上回る程度の金額である⁽²⁰⁾。

続いて検査員の年間勤務日数であるが、【表4-3】は蚕種検査法施行期において検査に従事する要員の勤務日数を示したものである。

表4-3 蚕種検査法施行期における蚕種検査要員の種類別勤務日数

職種／議決年度	明治30年	31年	32年	33年	35年	37年
原種検査員	100日	91日	91日	91日	91日	91日
原種検査助手	100日	91日	91日	91日	91日	91日
製糸用種主席検査員	—	—	123日	139日	139日	139日
製糸用種検査員	70日	42日	42日	56日	56日	56日
製糸用種検査助手	—	12日	12日	12日	12日	12日
書記	4箇月	214日	91日	91日	91日	112日
小使	4箇月	214日	214日	230日	230日	197日

典拠：『通常県会議決録』明治30-33・35・37年（群馬県庁所蔵）より作成。

注1 明治31年以降の書記・小使の勤務日数は給与／人数で算出。

原種検査員の勤務日数は1年間で県内全域を巡回する検査日数とはほぼ同数であり、逆に製糸用種検査に携わる検査員は原種に比して、主席検査員を除いて短期間の雇用である。小使は勤務日数が他の業種に比して長期である。

こうした検査員の事例として、松平銀太郎それを挙げることが出来る。【表5】は群馬県平民の松平銀太郎の履歴である。当人は群馬県内の蚕糸業についての私立研究所・教育機関ともいべき高山社、国営の蚕糸業の研究・教育機関である蚕業講習所の別科で学んだ後、群馬県の蚕種検査員に就任している。それ以前は史料の制約上分からない。しかしこの松平銀太郎が高山社に入る段階で20代の半ばの年齢であることを考えれば、先述したように蚕種検査員の資格とは直接関係はないが基礎学力は少なくとも中学校卒業以上の学歴を有しているものと考えられる⁽²¹⁾。史料から判断する限り、こうした学歴を有する蚕種検査員の全体に占める比率は判然としないものの、法改正により蚕病予防吏員に横滑りで就任し検査の中核を担ったものと考えられる⁽²²⁾。

次に勤務期間である。以降は4月から年末までの臨時雇用という雇用形態で明治37年まで検査員を続け、蚕病予防法公布後は、やはり横滑りするかたちで蚕病予防吏員に就任している。

続いて検査所の位置である。検査所は県内8箇所—高崎・前橋・安中・富岡・藤岡・伊勢崎・太田・渋川であり⁽²³⁾、1戸につき4回の検査を施行した。検査員は顕微鏡検査を中心とする内容で県内を巡回した。

表5 蚕種検査員・松平銀太郎の履歴

年 月 日	所 属	身 分	給 与	備 考
明治3年 10月16日	高山社			生誕
明治27年 10月14日				高山社入社
明治30年 7月9日				同社3年の課程を修了
明治31年 2月1日				東京蚕業講習所に入所
同年 8月3日				同所別科卒業
同年 9月1日	群馬県	蚕種検査員	日給60銭	群馬県蚕種検査員就任 藤岡検査所勤務
同年 10月15日				富岡検査所に異動 (11月30日解職)
明治33年 9月2日	群馬県		日給70銭	群馬県蚕種検査員就任 富岡検査所勤務 (11月30日解職)
同年 10月6日				昇給
明治34年 4月26日				群馬県蚕種検査員就任 富岡検査所勤務 (12月25日解職)
明治35年 4月30日				群馬県蚕種検査員就任 富岡検査所勤務 (12月1日解職)
明治36年 5月1日				群馬県蚕種検査員就任 富岡検査所勤務 (12月25日解職)
明治37年 4月29日			蚕病予防吏員	月給20円
明治38年 4月12日		蚕病予防吏員就任 藤岡支所・富岡出張所勤務 (12月25日解職)		
明治39年 4月4日		蚕病予防吏員就任 藤岡支所・富岡出張所勤務 (12月25日休職)		
明治40年 4月8日		復職、藤岡支所・富岡出張所勤務 (12月25日休職)		
明治41年 4月18日			月給22円	復職、富岡出張所勤務 (12月25日休職)
同年 12月21日				昇給
明治42年 4月12日			月給24円	復職、富岡出張所勤務 (12月25日休職)
明治43年 4月21日				復職・昇給、富岡出張所勤務 (12月28日休職)
明治43年 4月5日				復職、富岡出張所勤務
明治44年 11月30日				依願退職

典拠：『退官者履歴』明治43・44年「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）より作成。

こうした検査の様子を当時の当局の記録より確認することとする。【表6】は、明治30年の夏から秋にかけて群馬県内で行われた蚕種検査の監督員であった柿沼平吉の出張先及び業務内容をまとめたものである。

表6 明治30年の蚕種検査員・柿沼平吉の検査記録

日 付	勤務先	行 動
8月24日	本庁	出張命令
8月25日	第八検査所	検査員増減の協議、帳簿調査
8月26日	第二検査所	他検査所より備品移動の協議・他検査所における輸入蚕種手続の協議、帳簿調査
	第六検査所	輸入検査手続、帳簿調査
8月27日	第七検査所	現場視察
8月28日	第五検査所	現場視察・帳簿調査
不明	帰庁	
9月6日	本庁	出張命令
不明	第二検査所	検査室拡張のため予定地の検分、検査員増員の協議、種々の事項の調査
不明	帰庁	
9月8日	第三検査所	検査員転属の手続
9月9日	第四検査所	検査の優先事項を協議
9月10日	帰庁	
9月13日	第八検査所	他府県産蚕種出願受付口数の確認、帳簿調査
9月14日	第二検査所	他府県産蚕種出願受付口数の確認
9月15日	帰庁	
9月17日	第四検査所	原種用母蛾の検査、帳簿調査
9月18日	第三検査所	検査、本庁の指示（毒蛾検査印・旅費に関連）伝達
同日	第四検査所	検査、本庁の指示伝達、現場視察、帳簿調査
9月19日	第五検査所	本庁よりの指示伝達、帳簿整理、母蛾検査の準備
9月20日	第六検査所	母蛾検査受付、毒蛾検査印についての指示、現場視察、原種用検査の順序整理
不明	帰庁	
9月27日	第八検査所	本庁よりの指示伝達、帳簿整理、備品照合
9月28日	第二検査所	検査手順の協議、本庁よりの指示伝達、帳簿調査
不明	帰庁	
10月2日	本庁	本庁より出張命令
10月4日	第四検査所	検査済母蛾の成績を調査、毒蛾検査印の指示、備品照合
10月5日	移動	
10月6日	第三検査所	視察、器材の補修、検査員増加の協議、検査済母蛾の下調査及び成績の検閲
不明	帰庁	
10月9日	第一検査所	事務調査、帳簿調査、検査済の母蛾に対する下調査及び成績の検閲
10月11日	第五検査所	出張先・検査員の過不足や終了予定等の協議、帳簿調査
10月12日	第七検査所	検査済の母蛾に対する下調査、検査員の減員・終了予定等の協議
同日	第二検査所	検査済の母蛾に対する下調査及び成績の検閲、検査員の過不足及び検査終了予定の協議
同日	第六検査所	検査員出張の協議、検査済の母蛾に対する下調査、台帳にて検査員・備品の確認、検査員の過不足及び検査終了予定の協議
不明	帰庁	
10月21日	第八検査所	下調査の検閲、帳簿調査、視察

10月22日	第三検査所	母蛾検査成績の検閲、帳簿調査、顕微鏡の借用状況を視察
10月23日	移動	
10月24日	第四検査所	母蛾検査の下調査・検閲、検査状況の協議、帳簿調査
10月25日	帰庁	
11月4日	第五検査所	検査済母蛾成績の検閲、検査視察、母蛾の他検査所への送付を協議
11月5日	第二検査所	検査済母蛾成績の検閲、検査視察
11月6日	第七検査所	母蛾検査成績の検閲、帳簿調査、他検査所の母蛾検査を協議
11月7日	第六検査所	他検査所の母蛾の引渡、検査済母蛾の成績検閲、帳簿整理、視察
不明	帰庁	
11月12日	第八検査所	検査済母蛾の成績検閲、母蛾検査、他検査所の母蛾の検査・及び数量調整、帳簿調査、視察
同日	帰庁	
11月15日	移動	
11月16日	第四検査所	検査済母蛾の成績検閲、事務視察、帳簿其他の調査
11月17日	移動	
11月18日	第三検査所	検査済母蛾の調査・成績検閲
同日	帰庁	
11月19日	第一検査所	検査済母蛾の検査・成績の検閲、事務上の打合
同日	帰庁	

典拠：『雑事』蚕種検査員巡回記「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）より作成。

注1 第一検査所…前橋市、第二…高崎町、第三…伊勢崎町、第四…太田町、第五…藤岡町、第六…安中町、第七…富岡町、第八…渋川町。

検査監督官の業務の全体像は、数日乃至1週間単位の期間内でほとんど県内全域の検査所を巡回し現場視察や検査帳簿の記載確認を中心とした業務を行い県庁に帰還して報告を行う、という手順の繰り返しで3箇月の検査期間を消化していることが確認出来る。

しかし一定の周期や手順で検査や検査監督が行われるとはいえ、時期に応じて特有の状況も存在する。

検査開始直後の8月下旬から9月上旬の段階は、初期段階における人数調整が必要とされた。8月中だけでも検査員の人数に関連する協議を2回行っている。さらに9月に入ると、検査所拡張への対応も行っている。

9月中旬から10月上旬にかけては本庁の指示伝達や通常業務である視察や帳簿の記載内容の確認が業務の中心に移るが、10月下旬に入ると検査終了日程の調整が始まり、それに基づいて検査所間の検査蛾数の調整が行われることとなる。検査監督官が他所に検査対象となる蛾を搬送していることが表より確認出来る。検査の終了は毎年11月から12月の間である。

群馬県では明治20年台末期より、年間1万円余の予算でこうした検査が行われていた。

蚕種検査法の公布により、巨額予算の編成と同予算を国庫補助金で補填する体制が構築され、群馬県を含む各府県において国策として蚕種検査が本格化した。ただしその担い手は、実業教育を受けた民間人が主体であり、こうした部分の改正が次の時代における蚕病予防法公布の大きな動機となった。

第2節 蚕種検査費をめぐる他府県会の動向

以上蚕種検査法が有効であった時期である明治30 - 37年における群馬県会や同県当局の動向について考察を行って来たが、ここでは他府県会の動向や検査予算等の推移について考察を行うことで、群馬県他府県に対する位置付けを探ることを試みる。

まず各府県会の動向である。明治29年の群馬県のように県会側の予算否決により予算案が再議に附される事態には至らなかったものの、県会側が検査に対して必ずしも賛意を以って承認したわけではなかった。また逆に、群馬県のように蚕種検査法施行以前の段階から地方税による蚕種検査を行っていた先進的な県も存在した⁽²⁴⁾。

このようなことを踏まえた上で蚕糸業における主要府県のいくつかの状況について確認すると、以下のようなものである⁽²⁵⁾。

【埼玉県】

当局の検査予算案そのものは例年原案可決をみている。

しかし、明治32年にそれまで県民より検査手数料が徴収されていたが、これに対して減額が建議され審議の段階で全廃に変更され、結果としてこれが可決された⁽²⁶⁾。さらに明治37年の通常県会では、地元新聞が蚕種検査に当局の不正行為があったと報じ、この真偽を問う議員の質問に対し当局は議員を納得させる答弁を行うことが出来なかった⁽²⁷⁾。

事件発生が7月、新聞掲載が9月末、そしてこの問題に対して質問がなされた第1読会は12月15日である。こうした時間差から考えて満足な答弁が出来なかったことは、当局の議会対策の不備と考えられる。

【山梨県】

検査予算については埼玉県と違い、県会側によって例年のように2割前後の減額修正がなされた。そして明治34年には埼玉県同様検査手数料徴収に対する反対建議が可決された⁽²⁸⁾。

【滋賀県】

例年のように当局の検査予算案に対して1割前後の減額修正を行った。その他は特に大きな動向はない⁽²⁹⁾。

【岐阜県】

県当局の検査予算案はほとんど毎年原案可決された。明治35年の通常県会では蚕種検査助手手当900円分が原案に対して増加された⁽³⁰⁾。

これらの府県においては検査予算の減額修正もしくは検査手数料徴収中止の建議・決議がなされ

ている。また検査に対する当局の認識にも不十分な部分はあったものと考えられる⁽³¹⁾。

こうした中、同時期の群馬県では明治30年以外は蚕種検査予算が減額修正をみた訳ではなく、また手数料徴収に対する反対運動もなかった。その意味では他府県に比して比較的穏やかな状態であったといえる。

おわりに

以上明治30年の蚕種検査法公布前後から明治38年の蚕病予防法公布直前の段階における府県水準の蚕種検査について、群馬県の県会の動向や検査体制を中心に考察を加えて来た。結論は以下のようと言える。

明治30年の蚕種検査法公布以降我国における蚕種検査の政策基調に変化が見られた。群馬県においては同法公布直前より検査体制の刷新を行ってきたが、県会側の強行な抵抗を受けた時期もあった。

この蚕種検査法公布は府県の蚕種検査に対して検査基準の画一化や国庫補助金の交付といった恩恵をもたらした。このような府県のひとつである群馬県の蚕種検査も、予算確保という意味ではこの段階でようやく軌道に乗ったものと考えられる。

検査の担い手は実業と検査を掛け持つ側面の強い臨時雇用の蚕種検査員であった。この検査員は収入面において実業による収益に対する遜色を考慮してある程度の高額な賃金を保証されていた。こうした検査員の具体的な活動内容は以下のものであった。記録に残っている検査監督官のものを史料より考察する限りでは、3箇月の検査期間内において約1週間単位で県内各地の検査所を巡回した上で県庁に帰還し報告書を提出するという業務内容であった。検査所巡回中は、帳簿の検閲や現場の視察がその主な職務であった。

そしてこの時期の夏秋蚕の増産に対応する形で増員がなされ、結果として同法公布から廃止に至る8年間で倍増することとなった。

他府県においても、例外こそあれ蚕種検査法施行を機に大規模な検査予算が編成された。しかし、程度の差はあるが予算の減額や手数料徴収の否決といった県会側の抵抗を受けた府県も少なからず存在した。

こうして各府県において大掛かりな蚕種検査を実行に移す政策的基盤は確立したものの、この蚕種検査法によって蚕種検査に伴う問題が全面的に解決を見た訳ではなかった。蚕糸業の発展と共に蚕病そのものの種類が多岐にわたることとなり、蚕種検査員の性格についても見直す点が少なからずあった。こうした状況から、明治30年代における国内の実業者団体の新たな法律の制定を求める動向が蚕病予防法案の上程につながった⁽³²⁾。

明治38年の蚕病予防法（法律第22号）公布によって、多数の熟練した蚕病予防吏員が刑法を伴う罰則条項の下に大々的に検査を行う体制が構築され、これに加えて日露戦争後の経済発展に伴う検

査蛾数の著しい増加によって府県当局の検査予算が増額されることとなった。ただし、こうした検査費用の補填を意図した業者よりの検査手数料徴収や新たな課税については相応の反発を招くこととなったが、これは漸次沈静化していくこととなる。

一方蚕種の製造過程に踏み込んでの検査を義務付けた蚕病予防法公布によって、群馬県当局や県会は県内において蚕病予防吏員の確保が政策課題として浮上してくる傍ら、蚕糸業法公布の背景となる時代の変化への対応を迫られることとなる。

明治40年代に入ると蚕種統一が蚕糸業行政の一大重要課題として浮上してくるが、同時期の蚕種検査体制や蚕種統一問題に対する府県の動向についての詳細な研究は今後の課題としたい。

（とみざわ かずひろ・本学経済学部教授／

えさき さとし・本学大学院地域政策研究科博士後期課程）

【本文註釈】

- (1) 星野長太郎等の製糸業保護立法に対する議会工作については、富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究 星野長太郎と同法制定運動の展開』（日本経済評論社、平成14年9月）を参照にされたい。
- (2) 渡辺洋三『講座近代日本法発達史』第2巻「農業関係法（法体制確立期）」（勁草書房、昭和33年3月）61頁。
- (3) 例えば府県水準の勸業政策については、以下のようなものが挙げられる。三浦黎明氏『岩手県の勸業政策と農会—日本の近代化と東北開発のはざまで—』（刀水書房、平成10年3月）は、岩手県を事例とした詳細かつ農会・勸業予算・講習所卒業者の議会工作等幅広い視点を有する研究であるが、蚕種検査については地方税より予算が交付されたこと以外は言及していない。伴野泰弘氏の一連の研究—例えば「明治10年代の愛知県における「農事改良運動の展開」(3) —「老農時代をめぐって」—」『経済科学』（第36巻、第2号、昭和63年12月）等。これらは明治10—20年代愛知県における県当局・老農の詳細な動向に対する詳細な考察であるが、明治30年代以降の愛知県における蚕糸業政策についてはほとんど触れられていない。蚕糸業史研究全体として、明治後期における府県水準の蚕糸業政策についての実証研究は多くはない。
- (4) 蚕糸業組合は、明治10年代末期に農商務省（現・農水省）が指導して当業者を組織して設立した同業者組合のひとつ。取締所は府県支部を意味。
- (5) 県の支出した補助金は200円を切る程度の小額のものである。
- (6) 江崎哲史「明治中期勸業政策を巡る群馬県会の動向—測候所設置問題を中心に—」『信濃』第55巻、第9号（平成15年9月）44頁。
- (7) 富澤一弘 江崎哲史「群馬県における農事試験場設立についての一考察—明治30年代における地方税支出および国庫補助金交付状況の検討を中心に—」『高崎経済大学論集』第47巻、第4号（平成17年3月）、71 - 72頁。同年の通常県会の議決状況は、勸業費の中心である蚕種検査費、農事試験場費、地方測候所費について原案の2割前後の減額可決というものであった。
- (8) その手順の補足として、『通常県会議事録』明治29年（群馬県庁所蔵、勸業費・1次会）によると当局の答弁は以下のようであった。

「○番外三番（針谷）検査ハ助手ト書記ト此二ツデ受付ケテ番号デ印種ヲ助手ガスリ落シマス、其種ヲ持ツテ帰リマス、其集メタモノヲ順ヲ以テ各検査員ニ配リマス検査員ハ之ガ誰ノ種ダカ、何処ノ種ダカ知ラヌノデス、唯ダ書記ノ配リニ依テ知ル位ノモノデ検査員ハ知ラズニヤリマスソレ故ニ或ハ自分ノ種ヲ見テモ知ラヌト云フヤウナコトデ、ソレ等ノコトニ就イテ別ニ疑フ所ハゴザリマセヌ、併シ若シ之ガ書記ト助手ト共謀シテヤレバ出来ヌコトモゴザリマセヌガ今日ノ助手ハ縣下有名ノ養蚕家デゴザリマスカラ、サウ云フコトハナイト云フコトヲ信ジテ疑ハナイノデゴザリマス」

大意は検査の各作業工程において荷主の名前を未記入で行っているため、不正を行うためには作業工

- 程の垣根を越えた結託が必要であるということである。
- (9) 明治33年の通常県会では検査員と助手の情事が新聞で取沙汰され、同年の通常県会でも質問の対象となった。
- (10) 前掲(2) 渡辺洋三『講座近代日本法発達史』第2巻「農業関係法(法体制確立期)」61頁。
- (11) 『日本蠶絲業史』第4巻(昭和10年6月)「政策史」20-21頁。
- (12) 『法令全書』第30-2巻(原書房、昭和56年4月)10頁、蠶種検査法(法律第11号)。同法第12條に「蠶種検査ニ関スル費用ハ府縣ノ負擔トス但シ國庫ハ其ノ半額以内補助スルコトヲ得北海道廳及沖繩縣ニ於テハ國庫ノ負擔トス」と記されている。
- (13) 『法令全書』第33-2巻(原書房、昭和58年3月)99頁。
- (14) 前掲(9)『法令全書』第33-2巻、99頁。従来の条文では「第一條 此法律ニ於テ蠶種ト稱スルハ原種及製絲用種ノ越年スルモノヲ謂フ」であったのが、「第一條 本法ニ就テ蠶種ト稱スルハ原種及製絲用種ヲ謂フ」に改正された。
- (15) 『法令全書』第33-5巻(原書房、昭和58年6月)428頁。「附則」として同法第三十二條に「本則ハ明治三十三年法律第四十五號蠶種明治三十三年法律第四十五號検査法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス」とある。
- (16) 蚕病予防法施行期は2-3月頃である。
- (17) 明治33年の改正では「地方長官ノ信認セル學校講習所傳習所」の箇所に「試験場」が追加されている。この時期各府県において設立されつつあった県営の農事試験場を意味すると考えられる。
- (18) 『國史大辞典』第6巻(吉川弘文館、昭和60年9月)、877頁。井上毅の教育政策による実業学校の総合的統一的規制である実業学校令の公布は明治32年のことであり、蚕種検査法公布の2年後のことである。
- (19) 議員に対して答弁を行っている技手・針谷吾作は明治29年に発足した群馬県農会の理事のひとりであり、明治30年代の前後半を通じて群馬県農事試験場の専任技官であった。明治32年に技師に昇進し同38年まで群馬県当局に在籍した。当人の履歴は『明治三十九、四十年退官者履歴』『群馬県行政文書』(群馬県庁所蔵)によると、明治22年に東京農林学校を卒業後、帝大農科に改称された同校にて技手・助手等を歴任して明治27年に群馬県技手に任官した。明治38年の同県技師退官後は静岡県技師を経て埼玉県に同じく技師として赴任し、同県に長期にわたって勤務した。
- (20) 明治30年の段階で正規公務員の最下級の給与水準は十級俸月給12円である。対して検査員の中で一番人数の多い日給70銭の原種検査員が月に25日働いたと仮定しても、月給に換算して17円50銭稼ぐ計算になる。
- (21) 松平銀太郎以外の者からも、大分県平民の狭間虎吉のように蚕種検査員経験者で蚕病予防吏員に横滑りした事例が確認出来る。狭間虎吉の場合は、高山社から蚕業講習所を経て検査の時期は蚕種検査員、それ以外の時期は養蚕巡回講師として他府県に招聘されていた。正規の技官に就任したのは蚕病予防法施行以降である。
- (22) 『帝國議會 衆議院委員會議録』第30巻(昭和63年2月東京大學出版会)第21議會、蠶病豫防法案委員會會議録第1回、68-69頁。時の政府委員であった酒匂常明は、蚕病予防吏員の資格について「必要ナルコトハ、技能デアリマス、能ク顯微鏡ノ検査ヲ爲シ、又養蠶季中ニ養蠶室ニ臨ンデ、是ハ惡イ蠶デアル、是ハ善イ繭デアル、又是ハ種ヲ取ツテモ宜イモノデアル、ト云フヤウナ、鑑別ヲ爲シ得ル技能ノアルモノハ擧ゲテ、吏員トスルノデ、尤モ是ハ全國カラ選抜スルノデアリマスガ、今日現ニ從事シテ居ル者ノ中カラ、優等ノ者ハ採用スルノデアリマス」と述べている。
- (23) 蚕種検査法公布後初の検査所の指定は、『群馬県報』(群馬県立文書館所蔵)明治30年6月17日1面(告示第87号)によってなされた。検査所によっては詳細な場所は年々異なるものもある。
- (24) これらの県の中では、岐阜・山梨の両県が該当する。
- (25) ここでは明治30年代における繭・生糸・蚕種の生産高においておよそ上位10位までの府県を目安に選んだ。
- (26) 『埼玉縣議會史』第2巻(埼玉縣議會史編さん委員会、昭和33年6月)、877-878頁。
- (27) 『埼玉縣議會史』第3巻(埼玉縣議會史編さん委員会、昭和35年5月)40頁。
- 記事の内容は、県内北埼玉郡内で行われた検査で不良と判定されたものがその上司である浦和検査所の主事が再び調査して、その売却を許可したというものであった。

その詳細を問う議員に対して県当局は調査中であるという答弁を繰り返し行った。翌日に記者が一化性と二化性の違いを区別出来なかったので、これ以上追及する必要がないと述べて、この問題は終結した。

- (28)『山梨県議会史』第2巻（山梨県議会事務局、昭和48年1月）824頁。存続賛成者が僅か5名であった。同県では蚕種検査費こそ否決にはならなかったものの、明治38年には農事試験場の廃止が県会で可決し、結果として内務省の裁定により覆っている。
- (29)『滋賀県議会史』第2巻（滋賀県議会史編さん委員会、昭和47年11月）655 - 1,384頁中各年次における勸業費の箇所。
- (30)『岐阜県議会史』第2巻、（岐阜県議会史編さん委員会、昭和56年3月）287頁。検査の不行届きが増額の理由である。増額分の900円は助手延3,000人分（「一人分」は1人が1日勤務することを意味）であり、この増額分は必要であれば流用を認めるということであった。
- (31) 前掲（22）、76頁。同法案の審議中において酒匂常明は、「高等官ノ資格ヲ與ヘテ、十分ニ威信ノ立ツヤウニ又部下ノ督勵モ能ク出來ルヤウニ、又此法律ヲ實施シマスル上ニ於テモ、事務ノ多イトコロハ、從ツテ其事務ヲ、敏活ニ整理シテ行クト云フコトニ付マシテハヤハリ、斯ウ云フ主宰者ガ必要デアリマス、殊ニ是ハ専門事業デアリマスカラ、勸業課長ガアリマシタカラト云フテ、決シテ是デ敏活ニ行ハル、コトハ出來マセヌ、從ツテ専門的ノ技師ヲ事務ノ多イ所ニハ配當ラスルト云フコトニナッテ居ルノデアリマス」と技術的な側面から奏任官技官を検査責任者に起用する必要性を述べている。
- (32) 前掲（22）、62頁。

【謝辞】

文書複写に快く御協力頂いた史料所蔵諸機関の皆様に、厚く御礼申し上げます。

また高崎経済大学大学院経済・経営研究科長の山浦瑛子先生、さまざまな形で学恩を被りました。ここに謹んで感謝申し上げますとともに、御退任後の御健勝、御多幸を心より御祈念申し上げます。